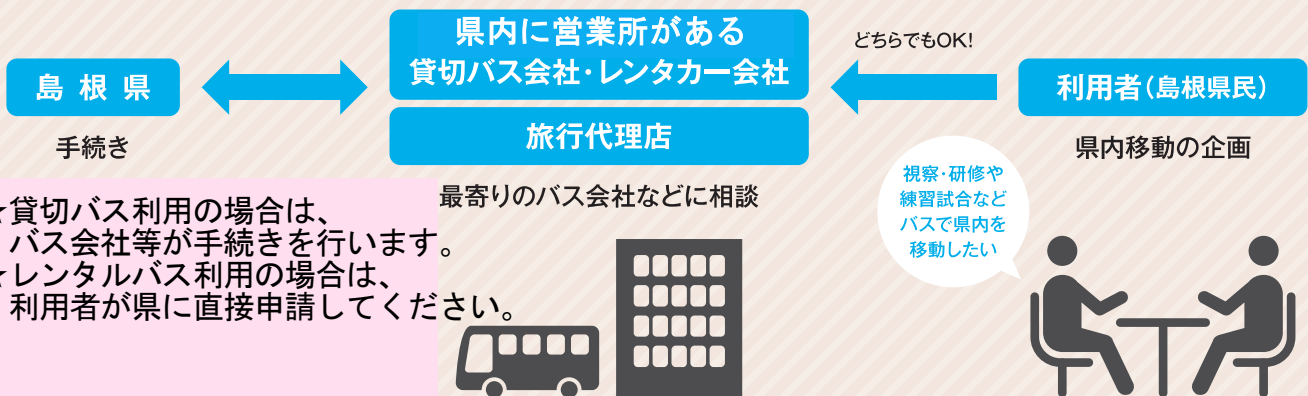


対象期間を令和5年3月31日
までに再延長しました！！
当面は12月31日出発分まで受付します

町内会や学校で

バス を使おう！



- ★貸切バス利用の場合は、バス会社等が手続きを行います。
 - ★レンタルバス利用の場合は、利用者が県に直接申請してください。
- 最寄りのバス会社などに相談

島根県が 貸切バス運賃の4分の1 を 補填しますので、

利用者は 1契約あたり 上限7万5千円まで 4分の3の負担で 借上げ可能

高速代、駐車場代、消費税額等は補助対象外

対象となる移動

- 県内の異なる市町村を出発・目的地(例:出雲～浜田)とする貸切バスの運行。
(隠岐地区は、同一市町村内の移動でも対象となります。県外が目的地に含まれる場合は対象外です。)
 - 県内旅行だけでなく、視察・研修、遠足、冠婚葬祭、各種イベント参加等にもご利用いただけます。
 - 利用申込者は島根県民の方に限ります。
 - 乗車定員11名以上のバスが対象です。
 - 2022年11月1日(火)以降に出発し、2023年3月31日(金)までの帰着分が対象。
- ※対象期間については県交通対策課ホームページでお知らせします。
●原則として、土日祝日を除く利用の3日前に申請書が県に届くよう、早めにご相談ください。

自治会の旅行をはじめ、学校の遠足や部活動、保育所の園外活動、公民館の研修などにご利用いただいています。

是非この機会に、県内各地を訪れていただき、地域の魅力を再発見してください。

お問い合わせ先 島根県交通対策課

0852-22-6156

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/kashikiribus_shien.html